

別紙

第 1 適格年金契約の要件に関する事項

改正後	改正前
<p>(退職年金)</p> <p>1-3 法令附則第 16 条第 1 項第 1 号に規定する退職年金（以下「退職年金」という。）には、所得税基本通達 30-2 の(2)及び(4)から(6)（引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの）まで並びに同通達 30-2 の 2（<u>（使用人から執行役員への就任に伴い退職手当等として支給される一時金）</u>に掲げる退職手当等が事業主から支払われることを要件として年金が支給される場合（事業主から支払われる退職手当等が適格年金契約に基づいて支払われるものだけである場合を除く。）の当該年金が含まれることに留意する。</p> <p>(注) ……………</p> <p>(共同委託契約及び結合契約)</p> <p>1-4 ……………当該複数の法人間に(1)のイ又はロのいずれかの出資関係があり、……………</p> <p>(1) 出資関係</p> <p>イ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人が他のすべての法人の<u>それぞれの発行済株式又は出資（当該他のすべての法人が有する自己の株式又は出資を除く。）</u>の総数又は総額の 100 分の 20 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していること。</p> <p>ロ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人の株主等の 1 人（当該株主等が個人株主等である場合には、その 1 人及びこれと法令第 4 条第 1 項《同族関係者の範囲》に規定する特殊な関係のある個人を含む。）が、<u>当該複数の法人のそれぞれの発行済株式又は出資（当該複数の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）</u>の総数又は総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有するものであること。</p>	<p>(退職年金)</p> <p>1-3 法令附則第 16 条第 1 項第 1 号に規定する退職年金（以下「退職年金」という。）には、所得税基本通達 30-2 の(2)及び(4)から(6)（引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの）までに掲げる<u>退職に準じた事実等が生じた場合に、事業主から退職手当等が支払われることを要件として年金が支給される場合（事業主から支払われる退職手当等が適格年金契約に基づいて支払われるものだけである場合を除く。）</u>の当該年金が含まれることに留意する。</p> <p>(注) ……………</p> <p>(共同委託契約及び結合契約)</p> <p>1-4 ……………当該複数の法人間に(1)に掲げるイ又はロのいずれかの出資関係があり、……………</p> <p>(1) 出資関係</p> <p>イ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人が他のすべての法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 20 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していること。</p> <p>ロ 当該複数の法人のうちいずれか一の法人の株主等の 1 人（当該株主等が個人株主等である場合には、その 1 人及びこれと法令第 4 条第 1 項《同族関係者の範囲》に規定する特殊な関係のある個人を含む。）が、<u>当該それぞれの法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有するものであること。</u></p>

<p>(受益者等の範囲から除外すべき者)</p> <p>1-5</p> <p>(2) ……<u>日々</u>雇い入れられる者……</p> <p>(使用人兼務役員の加入)</p> <p>1-7</p> <p>(2) ……算定については、<u>法人税基本通達9-2-23《使用人分の給与の適正額》</u>の取扱いに……</p> <p>(上場株式会社による過去勤務債務掛金等の払込み)</p> <p>1-21 ……過去勤務債務掛金等を<u>金融商品取引所</u>に上場されている……のいずれかの日の<u>金融商品取引所</u>において……</p>	<p>(受益者等の範囲から除外すべき者)</p> <p>1-5</p> <p>(2) ……<u>日々</u>雇い入れられる者……</p> <p>(使用人兼務役員の加入)</p> <p>1-7</p> <p>(2) ……算定については、<u>法人税基本通達9-2-7《使用人分の報酬の適正額》</u>の取扱いに……</p> <p>(上場株式会社による過去勤務債務掛金等の払込み)</p> <p>1-21 ……過去勤務債務掛金等を<u>証券取引所</u>に上場されている……のいずれかの日の<u>証券取引所</u>において……</p>
--	---

第4 通達の適用時期

改正後	改正前
<p><u>(経過的取扱い・・・改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この通達による改正後の1-21、別表、第1号様式付表、第2号様式付表、第2号の2様式付表1、同付表2、第1号様式付表の記載要領、第2号様式付表の記載要領及び第4号様式の記載要領の取扱いは、平成19年9月30日以後に締結される適格年金契約について適用し、同日前に締結された適格年金契約については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新設)</p>

別表 申請書等の添付書類

改正後	改正前
…………… <u>金融商品取引業者</u> ……………	…………… <u>投資顧問業者</u> ……………

第1号様式付表

改正後	改正前
<u>金融商品取引業者</u>	<u>投資顧問業者</u>

第2号様式付表

改正後	改正前
<u>金融商品取引業者</u>	<u>投資顧問業者</u>

第2号の2様式付表1

改正後	改正前
<u>金融商品取引業者</u>	<u>投資顧問業者</u>

第2号の2様式付表2

改正後	改正前
<u>金融商品取引業者</u>	<u>投資顧問業者</u>

[参考]

改正後	改正前
<p data-bbox="510 272 779 300" style="text-align: center;">第1号様式の記載要領</p> <p data-bbox="190 368 362 395">29 ……………</p> <p data-bbox="219 413 1115 533">(1) ……………事業主が<u>法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）</u>による改正前の<u>法令第105条《退職給与規程の範囲》</u>に定める…………</p> <p data-bbox="488 647 801 675" style="text-align: center;">第1号様式附表の記載要領</p> <p data-bbox="190 743 1115 815">4 「<u>金融商品取引業者名</u>」欄には、当該年金特定契約に係る年金資産の判断を行う<u>金融商品取引業者名</u>を記載します。</p> <p data-bbox="190 834 1115 954">5 「<u>金融商品取引業者の登録番号</u>」欄には、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条《登録》</u>に基づく当該<u>金融商品取引業者</u>の登録番号を記載します。</p> <p data-bbox="488 1069 801 1096" style="text-align: center;">第2号様式附表の記載要領</p> <p data-bbox="190 1165 1115 1236">3 「変更理由」欄には、変更理由を例えば「<u>金融商品取引業者名の変更</u>」のように簡潔に記載します。</p> <p data-bbox="190 1256 1115 1375">4 「<u>金融商品取引業者名</u>」欄については、<u>金融商品取引業者名</u>の変更が行われている場合には、変更後の名称を本書きし、変更前の名称をカッコ書きします。</p>	<p data-bbox="1480 272 1749 300" style="text-align: center;">第1号様式の記載要領</p> <p data-bbox="1162 368 1335 395">29 ……………</p> <p data-bbox="1191 413 2087 485">(1) ……………事業主が<u>法令第105条《退職給与規程の範囲》</u>に定める…………</p> <p data-bbox="1458 647 1771 675" style="text-align: center;">第1号様式附表の記載要領</p> <p data-bbox="1171 743 2096 815">4 「<u>投資顧問業者名</u>」欄には、当該年金特定契約に係る年金資産の判断を行う<u>投資顧問業者名</u>を記載します。</p> <p data-bbox="1171 834 2096 954">5 「<u>投資顧問業者の登録番号</u>」欄には、<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条《登録》</u>に基づく当該<u>投資顧問業者</u>の登録番号を記載します。</p> <p data-bbox="1458 1069 1771 1096" style="text-align: center;">第2号様式附表の記載要領</p> <p data-bbox="1171 1165 2096 1236">3 「変更理由」欄には、変更理由を例えば「<u>投資顧問業者名の変更</u>」のように簡潔に記載します。</p> <p data-bbox="1171 1256 2096 1327">4 「<u>投資顧問業者名</u>」欄については、<u>投資顧問業者名</u>の変更が行われている場合には、変更後の名称を本書きし、変更前の名称をカッコ書きします。</p>

第4号様式の記載要領

4

なお、年金特定契約に係る届出の場合は、「特記事項」欄にその旨及び当該年金特定契約に係る金融商品取引業者名を記載します。

第4号様式の記載要領

4

なお、年金特定契約に係る届出の場合は、「特記事項」欄にその旨及び当該年金特定契約に係る投資顧問業者名を記載します。